

# 年金トピック

No.2024-33 第 13 号

2024年6月4日 団体年金事業部

# 第 4 回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催

6月3日(月)に第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会が開催され、アセットオーナー・プリンシプルの案が公表されました。

「アウトライン」に関する前回(第3回)の部会での議論を踏まえて案が作成されたものと思われます。次ページ以降では、案の内容を含む当日の資料における論点等をまとめてご案内いたします。

なお、内閣官房のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。 (当日の議事要旨についてはまだ公開されておりません(6/4 時点))

# 〇内閣官房

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\_sihonsyugi/bunkakai/asset\_dai4/index.html

また、関連する年金通信については、以下のリンク先にてご確認ください。

# 【ご参考】

第3回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の議事要旨について https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1877

第 2 回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の議事要旨について https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1862

第 1 回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の議事要旨について https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1851

資産運用立国分科会(第4回)の開催および「資産運用立国実現プラン」の公表 https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1813

## (1) 資料について

- 資料1として、アセットオーナー・プリンシプルの案が公表された。構成は、以下のとおりとなっている。
  - ・ 背景及び目的
  - 本プリンシプルの位置づけ・原則主義(「プリンシプルベース・アプローチ」)
  - ・「コンプライ・オア・エクスプレイン」
  - その他
  - ・ アセットオーナー・プリンシプル本文(原則、補充原則)
- アセットオーナーの範囲を、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドのほか、資産運用を行う学校法人など幅広く設定した上で、それぞれ課題が異なることから、アセットオーナー共通の原則を定め、それに対して受入れを求める原則主義(「プリンシプルベース・アプローチ」)が取られている。また、「法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではない」ことも明記されている。
- 本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならないわけではなく、「<u>コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか)</u>の手法を採用する旨が明記されている。
- 本プリンシプルを受け入れた場合、<u>所管の関係省庁にその旨表明</u>し、政府が受入状況を一覧化することとされている。加えて、<u>アセットオーナー自身にも受入れの内容をウェブサイトなどで一般に公表する</u>ことも期待されている。
- これらの前置きののち、アセットオーナー・プリンシプルの本文の案が示されている。今回の案は、前回アウトラインに記載されていた5つの原則を一部追記・修正したもので、補充原則によってより詳細な考え方が示されている。
- 原則の内容は以下のとおり(アウトラインからの主な追記・修正部分は赤字下線(当社による))。

## 【プリンシプル】

原則1:アセットオーナーは、受益者等の最善の利益<sup>3</sup>を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである<sup>4</sup>。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

<sup>3</sup> 受益者等の最善の利益を勘案する上では、受益者間の公平(例えば、現下の受給者と将来の受給者の利益相反の調整)等も考慮されるべきと考えられる。

4 アセットオーナーによっては、運用目的が法定され、運用目標が制度上主務大臣等により定められる場合もある。

原則2:受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させる。とともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

6 運用担当責任者の選定等の体制整備においては、後掲原則3における運用方法の選択と同様に、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点からこれが行われるよう利益相反を適切に管理することが求められる。

₩ Dai-ichi Life Group

原則3:アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、<u>自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から</u>運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

原則4:アセットオーナーは、ステークホルダーへの<u>説明責任を果たすため、</u>運用状況についての情報 提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

原則5:アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

○ さらに、<u>資料2</u>では、アセットオーナー・プリンシプルを推進し、夏を目途に策定することに関する総理 大臣および金融担当大臣の最近の発言がまとめられている。

## (2)当日の議論

議論の内容について、現時点では公表されていない。

以上